

コーポレートガバナンスに関する基本方針

1. 総則

〈制定の目的〉

当社は、「基本理念」に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するために、「コーポレートガバナンスに関する基本方針（以下、「本方針」という）」を制定し、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組むものとする。

〈基本理念〉

「天機に参与する」

肝心な事は何かを深く考え、どうするか明確に決め、迅速に実行する。

「目」をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、これによって参天ならではの知恵と組織的能力を培い、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、社会への寄与を行う。

〈コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方〉

参天製薬は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、コーポレートガバナンスの充実・強化が不可欠であると考えています。

当社は、監査役会設置会社を選択しており、今後も現在の制度を活用し、コーポレートガバナンスの充実・強化に取り組んでまいります。

まず、取締役会の機能は、重要な業務執行に関する意思決定を行うこと、経営陣・取締役の業務執行を監督することであり、当社では、経営の意思決定を迅速かつ適切に行うことに重点をおいた運営を行ってまいります。

社外取締役には、多様な経験・知識を生かし、取締役会において個々の経営課題等の意思決定に積極的に参画することを期待しています。また、経営監視機能強化の観点からの意見も求めてまいります。

また、当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」の設置、マネジメントの強化と業務執行のスピードの向上を図るための執行役員制度の採用などを実施しており、経営の透明性・客観性の向上を目指してまいります。

監査役は、監査役室の活用や内部監査室との連携等により、取締役会および執行部門に対し、適法性と合わせ妥当性・有効性も視野に入れた監査を実施し、その機能強化を図ってまいります。

〈本方針の制定・改正・廃止〉

本方針の制定・改正・廃止は、取締役会の決議によって行う。

2. 株主の権利・平等性の確保

①当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう、平等で円滑な議決権行使ができる環境整備に努める。

- ②当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主総会において株主が議決権を行使しやすい環境整備を行う。
- ③当社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることから、資本政策の基本的な方針について説明を行う。
- ④当社は、政策保有の株式について、それが中長期的に当社との事業関係の強化につながり、当社の企業価値向上に貢献するものであると判断した場合に保有することとし、政策保有株式の保有の合理性・必要性については、企業価値向上の効果等を勘案の上、少なくとも年に1回、取締役会で検証し、保有の意義が乏しいと判断される銘柄については、売却する。また、政策保有株式に係る議決権行使について、株式発行会社の企業価値向上につながるか、あるいは当社の企業価値向上につながるかなどの観点を踏まえ、総合的な判断の上で議案に対する賛否を判断し、議決権を行使する。
- ⑤支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性・合理性をしっかりと検討し、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、株主に十分な説明を行う。
- ⑥当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合は、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう取締役会で重要事実、取引形態等を審議のうえで決議する。

3.株主以外のステークホルダーとの協働

- ①当社は、「天機に参与する」という基本理念を策定し、これに基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図り、業務を通じて社会に貢献することが不可欠であるとの認識のもと、様々なステークホルダーとの協働に努める。
- ②当社は、基本理念に基づき、共通の視点で企業活動を行うための組織の原則、個人の行動原則といった規範を定め、これを実践する。
- ③当社は、優れた製品の開発と提供、製品・疾患に関する情報・サービスの提供、ならびに地球温暖化対策、排出・廃棄対策、環境保護など、継続的な事業活動および継続的なCSR活動を通して、持続可能な社会・環境への貢献に係る対応を行う。
- ④当社は、能力・成果本位の人事を基本とし、女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進する。
- ⑤当社は、内部通報に係る社内規程を策定し、社内外に相談・通報窓口を設けて、情報提供者が不利益を被らないよう規程に定める。

4.適切な情報開示と透明性の確保

- ①当社は、法令に基づく開示を行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。
- ②当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、外部会計監査人が実効的で適正な監査を実施できるように対応を行う。

5.取締役会等の責務

- ①当社の取締役会は、経営の意思決定を迅速かつ適正に行うとともに、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行う。
- ②当社の監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場で、幅

広い守備範囲で積極的に取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たし、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べる。

- ③ 当社の取締役・監査役および執行役員は、株主からの受託者責任を認識し、会社や株主共同の利益のために行動する。
- ④ 当社は、業務の執行と一定の距離を置く社外取締役を複数人選任する。
社外取締役は、それぞれ多様な経験・知識を有し、中長期的な企業価値向上を図るとの観点からの関与、経営の監督、および取締役や主要株主等との利益相反取引の監督などを行い、経営陣・支配株主から独立した立場で役割・責務を果たす。
- ⑤ 当社は、「社外役員の独立性基準」を定め、開示する。
- ⑥ 当社は、会社法が定める監査役会設置会社の機関設計を採用するとともに、任意の仕組みを活用することにより、統治機能の充実を図る。
- ⑦ 当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成する。また、監査役には、財務・会計に関する知見を有している者を1名以上選任する。なお、取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図る。
- ⑧ 当社の取締役会は、上程される決議事項および報告事項のすべてにおいて、社外取締役による質疑を受け、意見交換を行い、必要に応じて改善等を行う。また、社内取締役についても、同様に意見交換や指摘を行い、自由闊達で建設的な議論・意見交換を行う。
- ⑨ 当社の取締役・監査役は、その職務に必要な情報について、情報や資料を求め、情報を求められた部門は、要請に基づき、情報や資料を提供する。また、社内の重要会議に出席し、情報入手を能動的に行う。なお、取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認する。
- ⑩ 当社の取締役・監査役は、期待される役割・責務を果たすため、その役割・責務に係る理解を深め、必要な知識の習得や更新等の研鑽に努める。また、当社は、必要な情報や知識を提供するなど、各取締役・監査役が自らの役割を果たすために必要な機会を提供し、その費用は会社が負担する。

6. 株主等との対話

- ① 当社は、IR担当部署を定め、株主および投資家の視点に立った、会社情報の迅速、正確、公正な開示を徹底し、積極的かつわかりやすい情報開示に取り組む。なお、株主・投資家・アナリストから寄せられた意見については、経営戦略のレビュー等に積極的に活用し、対話に際しては、インサイダー情報の管理を実施する。
- ② 当社は、中期経営計画を策定し、売上収益、営業利益、当期利益、ROE、配当性向等の目標値を開示するとともに、決算説明会等を通じて目標達成に向けた具体的な施策を説明する。

以上

制定日：2015年11月25日